

○国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程

平成 7 年 3 月 1 日

警察本部訓令第 3 号

警 察 本 部 長

国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程を次のように定める。

国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国庫が支弁する旅費の支給事務の合理化を図るため、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 4 条及び第 7 条に定める様式のほか、必要な様式を定めるものとする。

(様式)

第 2 条 この規程で定める様式及びその使用区分は、次表のとおりとする。

命令内訳書（様式第 1 号）	(1) 警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号。以下「規則」という。）第 16 条第 1 項の規定により日額旅費が支給される旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を 2 人以上の者に対して一括して命令するとき (2) 規則第 19 条に規定する旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を一括して 2 人以上に命令するとき
請求内訳書（様式第 2 号）	2 人以上の者に対して一括して旅行命令を発した場合において、規則第 19 条に規定する旅行（同一の旅行形態が総じて 5 日以上連続している旅行を除く。）及び警察学校に入校した者の校外研修等のための旅行の旅費を請求するとき

請求内訳書（様式第 3 号）	(1) 規則第 16 条第 1 項第 2 号に規定する日額旅費を 代人が請求するとき (2) 2 人以上の者に対して一括して旅行命令を発し た場合において、規則第 19 条に規定する旅行のう ち、同一の旅行形態が総じて 5 日以上連続してい る場合の旅費を代人が請求するとき
旅費受領書（様式第 4 号）	代理受領者が旅費を旅行者に交付する際に当該旅行 者から受領確認を得るとき

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の旅行命令による旅行から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 24 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日以降旅行する旅費から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日警察本部訓令第 9 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第 1 号

書 記 内 令 命

[illegible]

様式第 2 号

請 求 內 訳 書

[illegible]

様式第 3 号

請 求 内 訳 書

[illegible]

様式第4号

旅 費 受 領 書

[illegible]